

令和6年度（2024年度）

茅野市

融資のご案内

～茅野市中小企業制度融資～



茅野市から出土した国宝「土偶」（縄文のビーナス）【左】と
国宝「土偶」（仮面の女神）【右】

茅野市 産業経済部 商工課

〒391-8501 茅野市塚原二丁目6番1号

TEL(0266)72-2101 内線 435 FAX(0266)72-4255

茅野市中小企業制度融資

- ・この制度は、中小企業（NPO法人含む）の皆さんが事業経営に必要なとなる資金の円滑化を図るために、市が金融機関に資金を預託し、金融機関を通じて低利で融資を行うものです。
- ・融資はすべて長野県信用保証協会の保証付きとなり、その際に必要となる保証料、融資にかかる利子※1に対して市から補助があるなど、大変有利な制度です。

（※1利子補助がない資金もあります。）

■ 中小企業の範囲

業 種	資本金	従業員数
小 売 業	5,000 万円以下	50 人以下
サービス業	5,000 万円以下	100 人以下
卸 売 業	1 億円以下	100 人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造を除く）	3 億円以下	900 人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3 億円以下	300 人以下
旅 館 業	5,000 万円以下	200 人以下
建設業・その他産業	3 億円以下	300 人以下

※資本金または従業員数のどちらか一方が該当すれば対象となります。

■ 小規模企業者の範囲（小口資金がご利用いただける方）

常時使用する従業員の数が 20 人（商業またはサービス業（宿泊業及び娯楽業を除く）は 5 人）以下の法人または個人

■ 特定非営利活動法人（NPO法人）

業 種	常時使用する従業員数
小 売 業	50 人以下
サービス業	100 人以下
卸 売 業	100 人以下
その他産業	300 人以下

※雇用契約関係がないボランティア等は従業員に含みません。

■ ご利用いただける方

市内に事業所を有し、1年以上継続して同一事業を営んでいる方で、法人にあっては事業所（登記簿上の本店または支店をいう）を、個人にあっては住所（住民票上の住所をいう）を1年以上市内に有している方

区 分		運転資金	設 備 資 金	
			市内設置	市外設置
法人	登記が市内 事業所が市内	○	○	×
個人	住所が市内 事業所が市内	○	○	×

- ※市外設置にかかる設備資金は、設備設置場所の市町村へお問い合わせください。
- ※上記区分により、市内に事業所がない方は、事業所のある市町村へお問い合わせください。
- ※開業資金には別に基準があります。詳しくは別紙資金一覧をご覧ください。

■ 次の方はご利用いただけません

- ① 金融機関から取引停止の処分を受けている方
- ② 信用保証協会で代位弁済中の方
- ③ 許可等が必要な業種で、これを受けていない方
- ④ 公序良俗に反する行為、または違法な行為を行っている方
- ⑤ 経営継続の見込みがない方
- ⑥ 制度融資を不正に利用したことがある方
- ⑦ 市税を滞納している方及び市税未申告の方
- ⑧ 営業と家計が分離していない方
- ⑨ その他市長が適当でないと認める方

※農業、医療法人、公益法人等は対象となりません。また、信用保証協会で非保証対象業種となっている業種など、業種によっては対象とならない場合があります。

■ 次の場合は設備資金の対象となりません

- ① 貸借対照表の固定資産に計上されないもの
- ② 不動産の取得のうち、先行投資的なものまたは過剰投資的なもの
- ③ 土地の取得
- ④ 貨物用以外の車種の自動車を取得するもの（市長が特に認めた場合を除く）
- ⑤ 市外に設置するもの

※設備資金の事前着工は、あらかじめ金融機関及び保証協会と協議を行ったものであれば、あつせん可とします。なお、完成日等から妥当な期間内であることとし、長期間代金未払いが続いたものへの支払資金などへはご利用いただけません。

■ 空き店舗・空き工場等について

- ・茅野市中小企業制度融資での「空き店舗・空き工場等」とは、従前において店舗、工場、事務所、倉庫等として使用されていたが、現に3ヶ月以上店舗・工場等として使用されていない建物のことを指します。
- ・空き店舗・空き工場等を活用して開業資金を申込される方（通常の開業資金より利子補助期間が長くなる申込をされる方）は、空き店舗・空き工場等証明書が必要となります。
- ・ここでいう空き店舗・空き工場等証明書とは、3ヶ月以上店舗・工場等として使用されていなかったことを、商業会、売主、貸主等が証明した書類（市様式）のことを指します。

■ 自動車の取扱いについて

- ・車体には必ず企業名または屋号を印字してください。（マグネット等は不可）
- ・貨物用自動車（1、4ナンバー）を対象とします。3及び5ナンバーの一般乗用に供する自動車は、原則対象外です。例外として、タクシーや福祉介護用の送迎車等、事業用に使用されることが明らかな場合、一般乗用の車種を対象とすることもあります。
- ・一般乗用の車種で申込みされる予定の場合は必ず事前にご相談ください。
- ・完了届で車検証の写し、車体の写真を提出いただきます。申請時の車種で購入されているか、車種が一般乗用になっていないか等の確認を行います。

■ 取扱金融機関

八十二銀行（茅野支店）

長野銀行（茅野支店）

諏訪信用金庫（茅野支店、茅野本町支店、宮川支店、北山支店）

長野県信用組合（茅野支店、宮川支店）

県制度に対するの利子補助

茅野市を經由して申込みされた次の県制度資金について、茅野市から利子補助を受けることができます。

資金名		資金用途	年利	茅野市からの補助金	
				利子補助	利子補助期間
経営健全化支援資金	災害対策	設備資金 運転資金	1.10%	年利1.10%分	借入後3年間
信州創生推進資金	事業承継向け	設備資金 運転資金	1.00%	年利0.50%分	借入後3年間
信州創生推進資金	ゼロカーボン・ 次世代産業向け (※1)	設備資金 運転資金	1.10%	年利0.55%分	借入後2年間

(※1) この資金を利用される方のうち、「節電・省エネルギー対策のための施設の設置、改造又は修理を行おうとする者。」のみ利子補助の対象とします。

※資金の詳細については、「長野県中小企業融資制度のご案内」などでご確認ください。

融資申込み手続きの流れ

※申込書提出から融資の実行まで、およそ2週間かかります。期日に余裕をもってご相談ください。



